

労働安全衛生規則の改正ポイント

2013年7月 コベルコ建機(株)営業促進部



はじめに

以下のご説明は、判りやすさを優先してポイントを絞っています。詳しくは厚生労働省が提示する資料等をご参照ください。



規制対象

これまでブレーカのみであった「解体用機械」に、鉄骨カッタ、コンクリート圧砕機(大割&小割)、つかみ機が規制対象に加わります。

解体用機械



ブレーカ



つかみ機

追加



鉄骨カツタ





解体用機械としての義務

解体用機械には、労働安全衛生法令(安衛法令)で下記の義務がかかります。

政省令	令10条	令13条	令15条		令20条	安衛則 36条	安衛則
機種			第1項	第2項			
	機械等貸 与者措置	構造規格	定期 自主検査	特定 自主検査	就業制限	特別教育	その他 規制
解体用機械	0	0	0	0	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	0
	A	В	C		D		E



機械等貸与者措置

A

●解体用機械をレンタルする場合、あらかじめ点検・整備が必要。







必要な装備は作業内容によって異なるので、ユーザーが選択・指定する必要があります。その指定に対し、レンタルする側が「必要ない」と判断することはできません。



構造規格

B

●落下物の危険がある場合はヘッドガード装備が義務。



ヘッドガードの強度に具体的な規格はありません。 作業内容に応じて使用者(または現場監督者)が 判断します。

理屈上は落下物の危険が無い基礎解体作業ならばヘッドガードは不要です。とはいえ、解体現場で使用するならば、ヘッドガード装備が常識となりそうです。



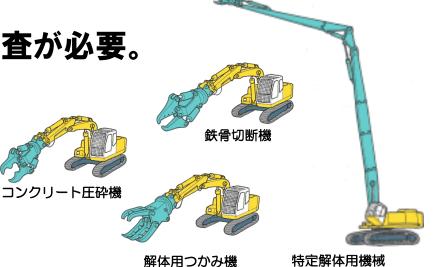
KOBELCO

定期自主検査

●各アタッチメントは定期自主検査が必要。

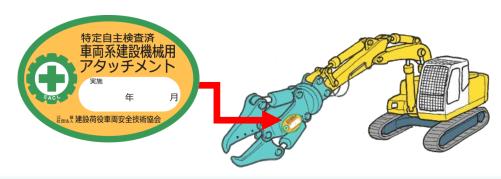
各先端アタッチメントを装着した機械、および ブーム&アームの長さが12mを超える機械 が対象です。





●1年ごとに特自検が必要。

有資格者が検査を実施し、検査表 を3年間保管する必要があります。 機械へのシール貼り付けは義務で はありません。



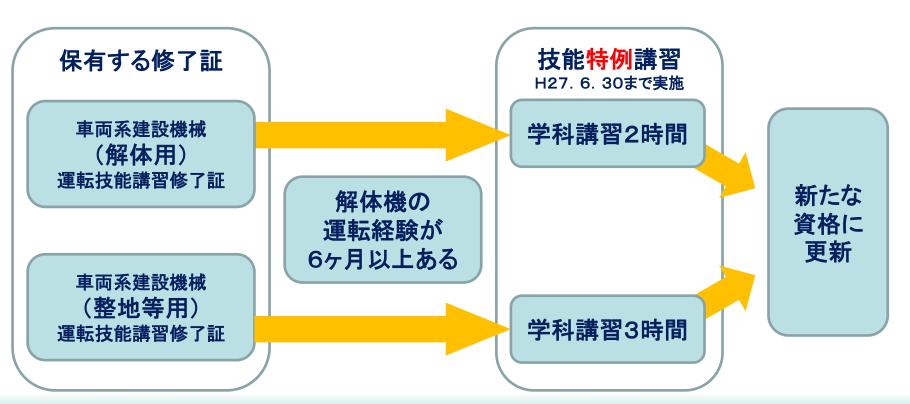
*イラストは(社)建設荷役車両安全技術協会パンフレットより引用。



運転資格

D

●新たに運転技能講習が必要。期間限定で特例措置あり。

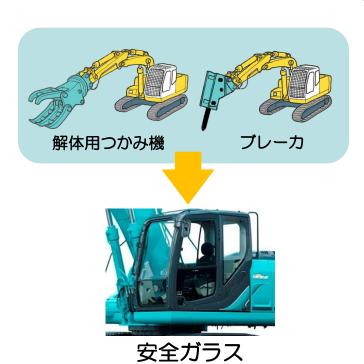


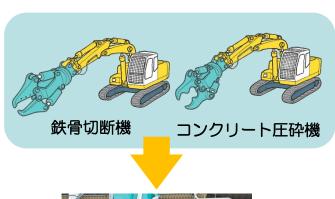
3トン未満が対象の特別教育には特例措置はありません。



E

●運転室に飛来物防護設備が必要。







安全ガラスと キャブガード



落下物の危険がある場所での 使用



ヘッドガード

*イラストは(社)建設荷役車両安全技術協会パンフレットより引用。



Ε

- ●転倒または転落の危険に備えた努力義務。
- ・シートベルトの使用



·転倒時保護構造(ROPS)



SK500D砕石仕様



SK75SR標準仕様

*ROPS規格を満たす構造 はクラスごとに異なります。

◎転倒や転落の危険がある場所で使用する場合なので、

そもそも傾斜地では使用禁止の超ロングやセパには適用されません。

* イラストは厚生労働省パンフレットより引用。



E

●特定解体用機械は傾斜地等での使用は禁止。

特定解体用機械=ブーム及びアーム長さ合計が12m以上の機械



超ロングならばSK210DLCの2つ折れ以上が該当します。 セパレートならばSK350DLCでブーム&アームが12m弱です。

とはいえ長尺の解体用アタッチメントは長さを問わず、傾斜地で 使用するのは危険です。取扱説明書でも平坦でない場所での作 業は禁止と明記しています。





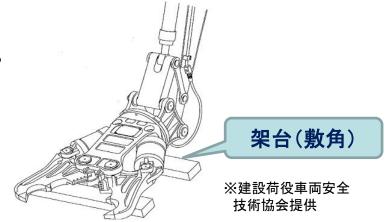
* イラストは厚生労働省パンフレットより引用。



Е

- ●アタッチメント倒壊等による危険の防止。
- ・作業を指揮する者を定める。
- ・架台や敷角を用いて安定を確保する。





安定的に地面に置くことができる アタッチメントにまで架台の使用 が義務付けられているわけでは ありません。



* イラストは厚生労働省パンフレットより引用。



Е

- ●装着アタッチメントの重量制限
- ・本体の装着制限質量を超えたアタッチメントは装着禁止。
- ・アタッチメント質量を表示。または容易に確認できる書面を備え付ける。

プレートやシール等 で質量を表示

* はがれてしまうのは無理も ないので、この表示は義務で はありません。



2013年7月以降に生産される機械から、質量が記載された銘板が付与されます。



装着可能なアタッチメント質量の一覧は、コベルコ建機ホームページのサービス・サポート情報よりダウンロードできます。



Ε

- ●作業計画など
 - ・転落や転倒の危険を防止するため、作業する場所の地形等(地盤の強度、傾斜など)を調査して記録。
 - ・機械の種類および能力、運行経路、作業方法(機械の配置や立入禁止区域を含む)等の作業計画を定めて、関係労働者に周知。
 - ・アタッチメントにワイヤロープをかけて吊り作業を行うような用途 外使用禁止。
 - ・物体の飛来等の危険がある場所には運転者以外立ち入り禁止。
 - *解体機の誘導や散水も立入禁止区域外から行う。



ご安全に。